

自動車事故費用共済ご契約にあたってのご注意

共済期間について

共済期間は1年とし、責任の始期は、共済掛金（月払の場合は、初回共済掛金）を払い込んだ日の翌日の午前0時からです。

運転者の範囲は

個人でご契約の場合	法人でご契約の場合
①共済契約者	①共済契約者（理事、取締役など）
②共済契約者の同居の親族	②共済契約者が雇用する者
③上記以外の届出運転者 （2名まで）	③上記以外の届出運転者 （2名まで）
個人事業所（屋号記載）契約の場合	
①共済契約者	
②共済契約者の同居の親族	
③共済契約者が雇用する者	
④上記以外の届出運転者（2名まで）	

出資金について

当組合は中小企業のための共済の協同組合です。組合員に該当する方で初めて当組合にご加入いただく場合は100円以上のご出資をいただいたうえでご加入ください。
（すでにご出資いただいている場合は不要です。）

共済金をお支払いできない主な場合

- ・運転者・傷害を被った者、共済契約者または共済金受取人の故意
- ・無免許運転、酒気帯び運転等または麻薬・大麻・あへん・覚せい剤・シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に生じた共済契約者側の傷害によるとき
- ・戦争、内乱その他これらに類似の事変または暴動によるとき
- ・地震・噴火・津波、台風・洪水・高潮によるとき
- ・原因がいかなくとも、傷害を被った者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないものなど

ご契約時にお申し出いただく事項

申込書は正確にご記入ください。記載事項が事実と異なる場合、ご契約を解除させていただくことや共済金をお支払いできないことがあります。

ご契約の際のご注意

- 1.告知義務
（ご契約時に取扱組合に重要な事項を申し出いただく義務）
共済契約者には共済契約の締結に際し、取扱組合が重要な事項として告知を求めた事項（以下「告知事項」という）にご回答いただく義務（告知義務）があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合すでに発生している事故について、共済金をお支払いできないことがあります。この共済では申込書等に★印が付された項目が告知事項となりますので、ご注意ください。
- 2.共済契約の無効
共済契約者が共済金を不法に取得する目的、または第三者に不法に共済金を取得させる目的をもって共済契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。
- 3.共済掛金領収前に生じた事故
共済掛金口座振替特約などの特定の特約を付帯したご契約の場合を除き、共済期間（共済のご契約期間）が始まった後でも、共済掛金を領収する前に生じた事故については、共済金をお支払いできませんのでご注意ください。

ご契約後にお申し出いただく事項

ご契約内容に変更が生じたときは、取扱代理所または当組合までご連絡ください。特に車両の変更をされる場合はご注意ください。ご通知がない場合、共済金をお支払いできないことやご契約を解除させていただくことがあります。

対物事故共済金特約をお支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者としします。）または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 共済契約者が無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
3. 共済契約者が、酒酔いまたは麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で被共済自動車を運転中に事故が生じたとき。
4. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事変によるとき。
5. 事故の原因が、地震、噴火、台風、洪水、高潮または津波によるとき。
6. 正当な理由なく、事故の通知がなかったとき。

共済掛金のお支払いは便利な口座振替で（自動更新）

初回お申し込み時、お申込日の翌月の振替日にお支払いいただきます。（月払の場合、第1回目の振替日に1回分の月額共済掛金をお支払いいただきます。）
ご継続の場合、ご継続月の当月の振替日にお支払いいただきます。（月払の場合、ご継続月の当月の振替日から毎月月額共済掛金をお支払いいただきます。）
また、満期月の15日までにお申し出いただかないかぎり、前回と同じ内容による自動更新となりますので便利です。

個人情報の取扱いについて

当組合は、共済契約に関する個人情報を共済契約の履行、当組合の取扱う商品・サービスの案内・提供等を行うために取得・利用し、業務委託先・再共済先等に提供を行います。
詳しくは当組合までお問い合わせください。

クーリングオフについて

クーリングオフ（ご契約のお申込みの撤回）は、共済期間が1年以下のものに関しては対象外になります。自動車事故費用共済は、共済期間が1年となっており、クーリングオフの対象外となりますのでご注意ください。

このパンフレットについて

「まごころ共済」は「自動車事故費用共済」の愛称です。
このパンフレットは「自動車事故費用共済」の概要を説明したものです。詳しくは普通共済約款・特約・重要事項説明書等にてご確認ください。

取扱代理所について

取扱代理所は当組合との委託契約に基づき、共済契約の締結・共済掛金の領収・共済掛金領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理所とご締結いただいで有効に成立したご契約につきましては、当組合と直接契約されたものとなります。

自動車事故費用共済制度

まごころ共済

まさかの自動車事故にあなたにしっかり役立つ！



お問い合わせ・お申し込みは

取扱代理所



香川県火災共済協同組合

〒760-0066 高松市福岡町2丁目2番2-501号

TEL (087) 851-3208

まさかの自動車事故に あなたにしっかり役立つ まごころ共済

まごころ共済は あなた（契約車両）が万が一の事故に遭遇した場合に、事故の当事者である契約車両を運転中の

あなたと同乗者、そして相手側の運転者と同乗者の双方のケガと死亡に対する補償をします。

特に、あなたが加害者となる人身事故を起こした際に発生する経済的負担（死亡事故なら香典・葬儀費用、ケガの場合ならお見舞い費用、その他様々な費用）を速やかに軽減できるよう、**まごころ共済**が相手側のケガによる入院や死亡・後遺障害に応じた**共済金をすべてあなたにお支払い**し、自賠責や自動車保険では補償されない「お見舞いの費用」などあなたの相手側への「**誠意**」をしっかりサポートします。

補 償 内 容

	負 傷 者 が	
	契約者側の場合	相手側の場合（契約者側にも過失のある場合）
死 亡 共 済 金 事故の日から180日以内に死亡されたとき（1事故につき）	300万円	共済契約者の経済的負担を補うため 合 計 300万円 までの実費を支給 死亡臨時費用共済金（一時金として支給） 30万円
後遺障害共済金 （障害級別による）	12～300万円	12～300万円 算定された額を限度として実費を支給
入 通 院 共 済 金 365日分 または300万円限度	（1人あたり） 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院、通院合わせて1日最高18,000円	左記日額に、入院日数を乗じた額を限度として実費を支給 入院臨時費用共済金（一時金として支給） （3日以上通院または入院で、1事故につき） 3万円
対 物 共 済 金 （1事故につき）	30,000円	他人の財物を破損・汚損・滅失させ、その損害額が2万円以上となったとき（1共済期間内に1回）

共済金は、1事故の総合計300万円を限度にお支払いします（特約を除く）。

上記の共済金はすべてご契約者であるあなたにお支払いします。

- あなたの誠意
- 事故解決のための費用
- 事故時に生じる諸雑費の補てんなど、事故の状況にあわせてまごころ共済の共済金を有効にご活用ください。



補償期間について

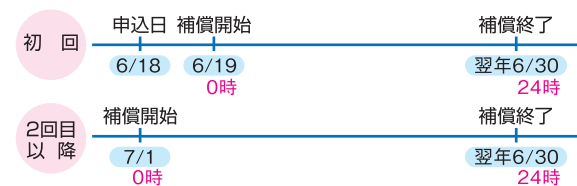
初回お申し込み時、補償（共済責任）は申込日翌日の0時に始まり、翌年の申込月末日の24時に終わります。
2回目以降のご契約は加入中のご契約が終了する翌月1日の0時から1年間です。

補償の対象となる運転者の範囲について

運転者	契約者の種類	
	法人	個人事業主
① 共済契約者	○	○
② 共済契約者の同居の親族	×	○
③ 共済契約者が雇用している者	○	○
④ ①～③以外の届出運転者	任意で2名まで	

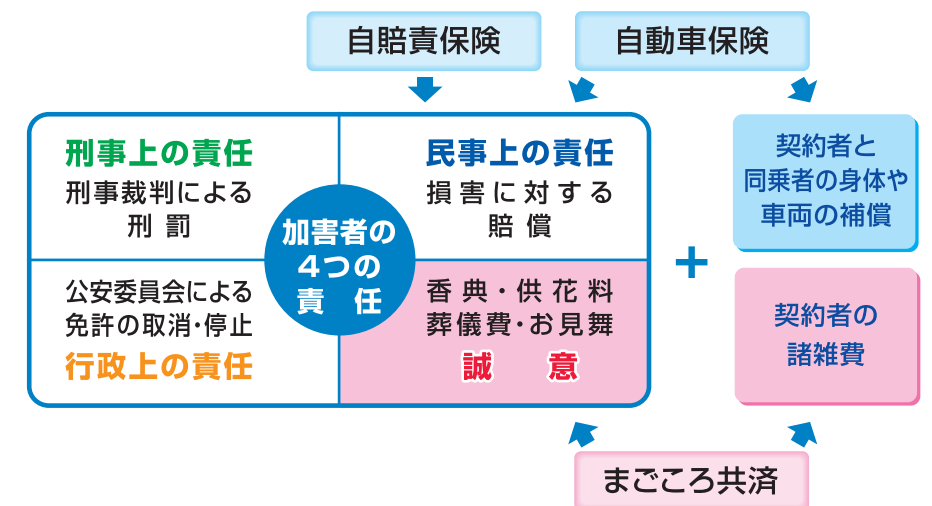
※契約者が法人の場合、①は役員等のことをいいます。

例) 6月18日にお申し込みいただく場合



Q. まごころ共済って
どんな共済ですか？

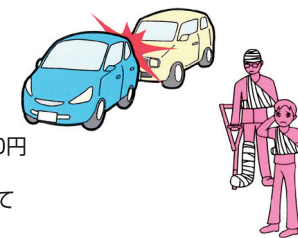
A. 自動車事故のとき、あなた（+同乗者）のケガと死亡の補償はもちろん、事故（特に加害事故）の際に発生するさまざまな経済的負担から、あなたをお守りする当組合オリジナルの共済です。



まごころ共済はこんな時にお支払いします！

追突事故を起こして

- 相手2名（運転者と同乗者）がそれぞれ10日入院した
 - 相手の車両に20,000円以上の損害があった
- （相手）4,500円×10日×2名=90,000円
（対物）30,000円
30,000円+90,000円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い



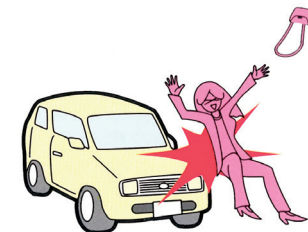
出会い頭の事故を起こして

- 相手1名（運転者）が30日、自分が20日通院した
 - 相手の車両に20,000円以上の損害があった
- （自分）2,250円×20日=45,000円 定額払い
（相手）2,250円×30日=67,500円
（対物）30,000円
計75,000円+67,500円を支払い限度として負担した実費を契約者にお支払い



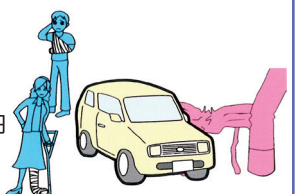
歩行者を跳ねて死亡事故を起こした

- 相手が死亡した
- 死亡事故共済金として、3,000,000円を支払い限度として実費を契約者にお支払い



自損事故を起こして

- 自分と同乗者がそれぞれ10日入院した
 - 電柱やガードレールを壊し20,000円以上の損害があった
- （自分）4,500円×10日×2名=90,000円 定額払い
（対物）30,000円
計120,000円を契約者にお支払い



- 1 万一の自動車事故の場合、共済金は契約者であるあなたにお支払いします。
- 2 お支払いは迅速です。必要な費用…香典供花料、葬儀費用、相手側への誠意を示すお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
- 3 運転者の年齢、性別に関係なく車種ごとに掛金は同じです。
- 4 事業者の場合は、掛金はすべて損金処理ができます。
- 5 共済金は、一度雑収入計上し、支出は企業の経費として支払うことができます。



車種・共済掛金一覧表

車種番号	車 種 名	年 払	月 払
1	自 家 用 乗 用 自 動 車	10,000	1,000
2	自 家 用 軽 乗 用 自 動 車	5,500	550
3	自家用普通貨物自動車（2t超）	17,500	1,750
4	自家用普通貨物自動車（2t以下）	14,500	1,450
5	自家用小型貨物自動車	10,000	1,000
6	自家用軽貨物自動車	5,500	550

※車種がご不明な場合は車検査証にてご確認ください。※3・4の重量は最大積載量です。※一部の自家用特殊用途自動車はご加入いただくことができます。詳しくは取扱代理所または当組合までお問い合わせください。

ご契約できない車両

事業用軽自動車

共済400
あ 556

事業用自動車

共済500
あ 556

二輪車



左記以外の車種